

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月24日

下呂市議会議長 中島 達也



令和8年下呂市議会告示第1号

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年下呂市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等 (17) (略)	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号 (17) (略)

附 則

この告示は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、第3条第5号の規定は、令和8年6月14日から施行する。